

令和2年12月25日

関係者各位 殿

国土交通省航空局安全部
運航安全課長

平素より国土交通行政へのご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

飛行経路下の私有地等の物件管理者との事前調整の実施については、トラブル防止の観点から推奨するものであり、安全確保の観点で航空法で許可承認を行う際の必須条件としているものではないところ、この点を明らかにする観点から、添付のとおり「航空局標準マニュアル」を一部改正することと致しましたのでお知らせ致します。

本改正により飛行マニュアルにおける記載は無くなりますが、飛行経路下の住民や施設管理者等とのトラブル防止に十分に留意しながら飛行を実施頂きますよう、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、ホームページ掲載等は近日中に実施いたします。

(参考) 改正点

- 3-1 無人航空機を飛行させる際の基本的な体制から以下の文言を削除
- ・事前周知、物件管理者等との調整
 - ・公園、河川、港湾等で飛行させる場合には、管理者により飛行が禁止されている場所でないか、あらかじめ確認する。